

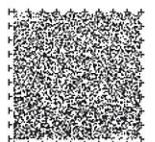
災害時にペットを守るために

ペットの飼い主のみなさんへ

区は、東京都獣医師会世田谷支部をはじめ、関係団体などとの協力について協議を進め、災害に備えてまいります。災害が起きたときに、家族とペットが安全に避難できるように日ごろから準備をしておきましょう。



世田谷区世田谷保健所生活保健課・危機管理部災害対策課
東京都獣医師会世田谷支部



1

災害発生時の対応

災害は突然起こります。いざというとき、飼い主とペットがともに安全でいられるためには、日頃からの心構えと備えが大切です。

(1) 地震直後

① 飼い主の安全

- ガラスや家具から離れ、丈夫なテーブルや机の下に身を隠すなど身の安全を確保しましょう。
- 火の始末をして、ドアを開けて避難経路を確保しましょう。

② ペットの安全

- 飼い主が動転しているとペットにも伝わります。飼い主が落ち着いて、ペットを落ち着かせるよう努めてください。
- 犬にはリードをつけ、猫は慣れたケージに入れるなど、とっさの行動が取れるようにしてください。

(2) 地震がおさまってから～避難するかどうかの判断

① 避難するときは？

- ア) 区や防災関係機関から避難指示があった時
- イ) 避難の指示がなくても、防災区民組織(町会・自治会等)が避難の必要があると判断した時
や自主的に避難の必要があると判断した時
- ウ) 周辺地域に火災が発生し、延焼の危険がある時

② どこに避難する？

自宅から

ア) 一時集合所

【集合する時】

自宅等が危険になった時

- 危険回避のために一時的に集合して様子を見る場所です。
- 町会・自治会等が集団で行動し、周囲の状況を確認します。

イ) 広域避難場所

【避難する時】

火災の延焼などで自宅・一時集合所が危険な状態になった時

- 火災の延焼などを一時的に逃れるときに避難する場所です。
- 区内外25箇所を指定しています。

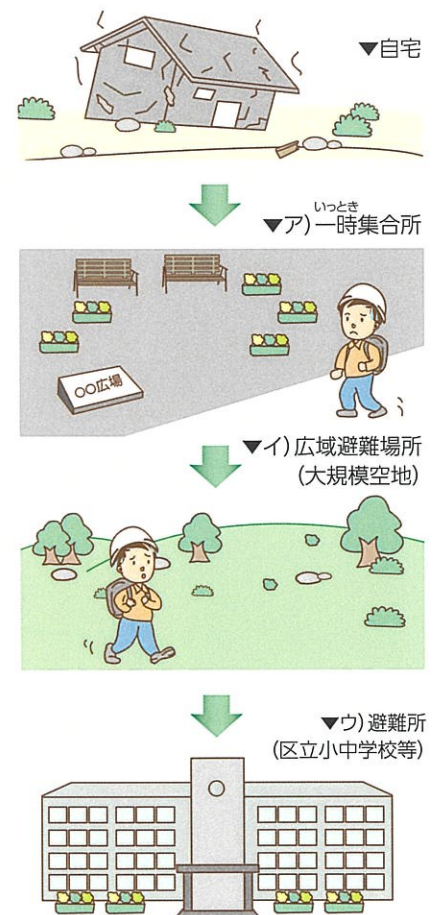
ウ) 避難所

【避難する時】

自宅での居住が困難な時、二次災害を受ける可能性のある時

- 一時的に生活するための施設です。
- 区立小中学校等を指定しています。

◆危険が去り、自宅等が安全になった時は自宅等へ戻ります。



(3) 避難に行かなくても済むように

避難所生活では、人もペットも大きなストレスにさらされます。そうならないためには、避難をしないで済むように、住居の耐火・耐震化、また家具を固定するなどの備えが大切です。自宅で生活できる状況であれば、自宅で家族やペットと過ごす「在宅避難」をすることで心身の負担を大きく軽減することができます。設備投資はかかりますが、命にかかわる問題です。可能な限り、生活環境における備えを施しましょう。

災害発生時に備え、避難所におけるペット同行避難のイメージを持っていただくことが大切です。

ここでは、避難所におけるペット同行避難の標準的な内容をまとめました。

注意点①

各避難所(区立小・中学校等)の開設や運営管理は、避難所ごとの避難所運営組織(町会・自治会など地域住民、PTA、学校関係者等)で協議し、決めています。

区では、避難所の開設・運営・管理の基本的な手順、注意事項等をまとめた「避難所運営マニュアル」を作成し、これをもとに各避難所運営組織で協議していただき、地域や学校の実情にあったマニュアルの作成をお願いしています。

注意点②

避難所では災害の規模や状況に応じ、区災害対策本部と避難所運営組織などが調整を図りながら、開設や運営管理が行われます。

ここに記載した標準的な避難所におけるペット同行避難は、区地域防災計画の前提条件となる首都直下地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3)など大規模災害が発生した場合を想定しています。

(1) 標準的なペット同行避難のルール

「避難所運営マニュアル」には、ペット同行者への対応として以下の内容があります。

1) ペットの受入れ

① 受け入れるペットの範囲

- 犬・猫等の小動物(避難者に危険を及ぼさない動物等)です。

② ペット受入れの条件

- 飼い主がケージやキャリー等を持参します。
- ペットの飼育・管理は飼い主が自主管理します。
- 避難者の滞在スペースとペットの滞在スペース(飼育場所)は完全に分離し、ペットはケージ内・繋ぎとめにより飼育します。

2) ペットの滞在スペース(飼育場所)

- 校庭の場合は、鉄棒や鉄柱のある場所を選び、支柱につなぎとめたり、ブルーシート等を使用して雨よけを作ります。
ペットの滞在スペース(飼育場所)は、鳴き声等が届かないよう極力、避難者の避難生活を送る場所から離れた場所にします。
- ペットの飼育に必要なケージやエサは、飼い主が用意します。
- ペット用トイレの場所は避難所運営本部が指定します。

3) 登録簿への記入

- 「避難所ペット登録カード」に必要事項を記入し、避難所運営本部に提出します。なお、飼い犬の登録を行っている場合は、「避難所ペット登録カード」に鑑札番号を記入します。
- ペットを入れたケージやキャリーに番号を付けて管理します。

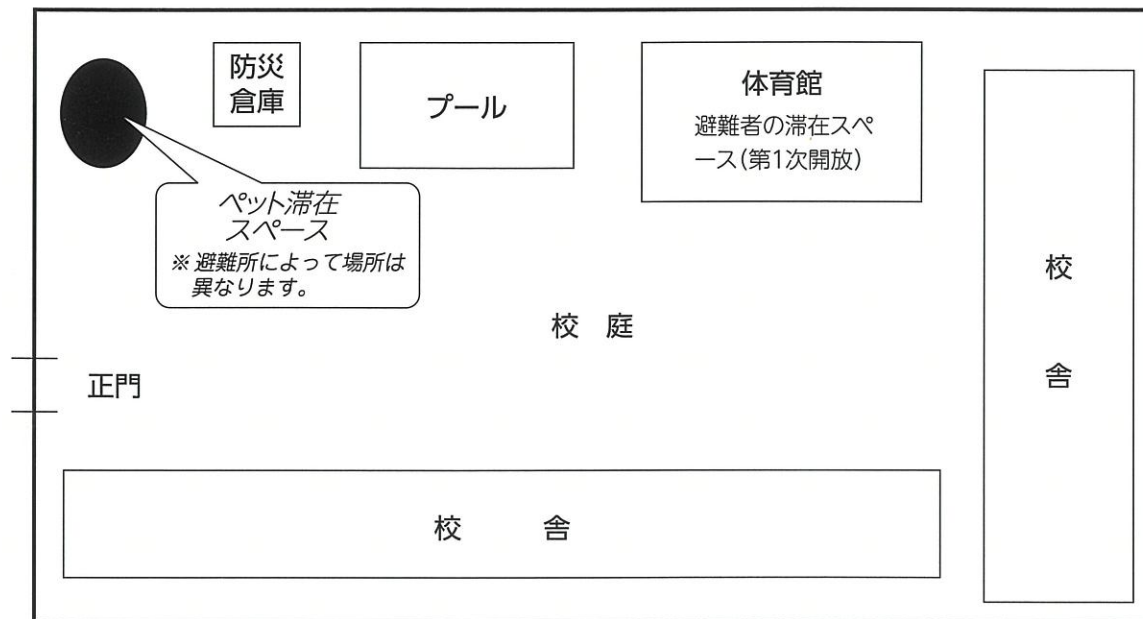
4) 飼い主グループの設置

- ペットの飼育は飼い主が共同して行います。(エサの調達も飼い主が行います。)
- 飼い主のグループは、飼育場所や周辺の清掃を定期的に行います。
- 避難所運営本部とのペットに関する要望・相談の窓口として、飼い主のグループの代表者を事前に決めておきます。
- 飼い主のグループは、避難所内の飼育ルールを避難所に掲示するなど、ルールの周知徹底をします。

(2) ペット滞在スペースの配置図の例(イメージ)

ペット同行避難した際の避難所のイメージを持っていただくために、配置図の例(イメージ)を掲載しました。

○○○学校 避難所配置図



※ 災害発生後、時間の経過とともに、被災状況や避難者の状況などからペット滞在スペースが変更になる場合があります。

3

被災した動物の救護活動

災害発生の際に飼っている動物が被災し、負傷することも想定されます。

このため、区は、平成17年3月に東京都獣医師会世田谷支部と災害時の動物救護活動について協定を結び、協力して被災動物の救護活動などにあたることとなっています。

(1) 被災した動物の応急手当

- ① 東京都獣医師会(世田谷支部)に所属する動物病院が救護所になります。(基本的には各避難所に救護所を設けません。)
- ② 被災した動物の応急手当が必要になった時は、最寄りの東京都獣医師会世田谷支部に所属する動物病院で応急手当が受けられます。

(2) その他の協力内容

被災した動物の保護管理、被災した動物に関する情報提供、動物飼育等の活動の助言などについても区と協力して救護活動が行われます。

※ 今後、区は関係団体などとの協力について協議を進め、災害に備えてまいります。

災害が起きた時には、避難所に多くの方々が避難してきます。避難所では動物の毛などによるアレルギーがある方や動物が苦手な方などと共同生活を送ることとなります。

避難所でペットが人の迷惑にならないように、日頃からペットのしつけや健康管理などを心がけましょう。

(1) 基本的なしつけ

避難所では、お互いに気持ちよく過ごせるようにマナーを守りましょう。ペットがしつけられていれば、周囲の人たちも飼い主も心が休まります。

日頃から以下の基本的なしつけをしておきましょう。

- ① 人や他の動物を怖がらない。
⇒ 人や他の動物とのコミュニケーションの機会をつくりましょう。
- ② ケージに嫌がらずに入る。
⇒ ケージに慣れさせるトレーニングをしましょう。
- ③ トイレは決められたところとする。
⇒ 自宅でトイレのしつけを根気よくしましょう。
- ④ むだ吠えをさせない。
⇒ 飼い主の指示を守るように根気よくしつけをしましょう。



※ なお、しつけでお困りの際は、専門家による対処が必要な場合もありますので、獣医師やドッグトレーナーなどに相談しましょう。

(2) ペットのための防災用品

避難所では、人に対する準備はしていますが、ペットに対する備えは基本的には飼い主が準備することになります。

ペットのための防災用品として以下のものを用意しておきましょう。

- ① ペットのエサと水(最低5日分、できれば7日分)と容器
- ② ペットの常備薬
- ③ ペットのトイレ用品
(簡易トイレ、ペットシート、新聞、ビニール袋など)
- ④ ペットケージ・引き綱(リード)
- ⑤ ペットの写真や健康状況などの記録(愛犬手帳など)
※ 写真は、万が一、迷子になって探す際に役立ちます。
※ 健康状況などの記録があると、診察などの際に情報をスムーズに伝えられます。



(3) 迷子を防止するために

突然の災害でペットが驚いて逃げてしまったり、飼い主不在の時に災害が発生するなど、飼い主とペットが離れ離れになることも想定されます。

ペットが飼い主の元に戻れるように、首輪に鑑札や名札など身元がわかるものをつけておきましょう。

また、マイクロチップは、一度装着すれば半永久的に識別が可能であり、名札のように首輪から外れる心配も少ないなどの点で有効な方法です。

※ マイクロチップ(直径2mm、長さ12mm程度)は、犬・猫の場合、獣医師が専用の注射器を使って首の後ろの皮下に挿入します。

各マイクロチップには15桁の数字が記録されており、この番号を専用のリーダーで読み取ることで、データベースに登録されている飼い主情報と照合することができます。リーダーは東京都動物愛護相談センター、保健所、動物病院に配備されています。

(4) 健康管理

ペットの健康管理を心がけ、予防接種などを済ませていると、周囲の人たちも安心感を持てます。日頃から以下の点に注意し、ペットの健康管理を行いましょう。

- ① 飼い犬には、年1回、必ず、狂犬病予防注射を受けさせてください。
※ 飼い犬の登録、年1回の狂犬病予防注射は狂犬病予防法で義務づけられています。
鑑札またはマイクロチップ(環境省データベースにて登録を行っている場合)・狂犬病予防注射済票は必ず犬に装着してください。犬の登録と狂犬病予防注射を行っていることが確認できれば避難所の受入もスムーズに進みます。
- ② 各種ワクチンを接種しましょう。
- ③ ノミやダニの予防をしましょう。
- ④ 普段から体を清潔に保ちましょう。

(5) その他の備え

- ① 避難所の生活は人もペットもストレスを受けざるを得ません。必要に応じて、親類、知人、動物病院など緊急時にペットを預かってくれる場所を事前に確保しておくことも大切です。
- ② 避難所で受入れるペットは、犬・猫の小動物(避難者に危険を及ぼさない動物)です。受入れ困難なペットの飼い主のみなさまは、ペットの受け入れ先を日頃から探しておいてください。
- ③ 日頃から近隣住民の方々とコミュニケーションや飼育マナーに気を配ることで、万が一の時でもお互いに助け合う気持ちを持てるようになります。
- ④ 避難所の所在地や避難ルートを確認しておきましょう。

避難所	名称	
	住所	世田谷区

【問い合わせ先】

	所属	電話	FAX
災害対策の全般に関すること	危機管理部災害対策課	5432-2262	5432-3014
各避難所に関する こと	世田谷総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	5432-2831	5432-3032
	北沢総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	5478-8028	5478-8004
	玉川総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	3702-1603	3702-0942
	砧総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	3482-2169	3482-1655
	烏山総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	3326-9249	3326-1050
飼い主の備えに関する こと	世田谷保健所生活保健課	5432-2908	5432-3054

災害時にペットを守るために

発行日
編集・発行

令和5年4月発行
世田谷区世田谷保健所生活保健課・危機管理部災害対策課
東京都獣医師会世田谷支部